

令和5年度

わくわく市民公益活動団体スタートアップ支援補助金事業募集要項

この補助金は、大阪狭山市内で新しく市民活動の立ち上げを行う団体に対し、支援を行う制度です。支援補助金内容を活用しやすく「リニューアル」を行い、昨年度9月1日にスタートしたものであります。従来、毎年4月に申請を行う機会しかなかったのですが、年間通じて、随時受付を行うことができる制度となりました。

新しく団体の立ち上げを考えておられる方は、是非、ご活用してください。

市民活動団体立ち上げ補助対象経費にかかる90%(限度額5万円)補助します！

みんなも元気！
まちも元気！



さあ～
支援センターへ
相談に行こう！

◆概要◆

目的	市民公益活動団体の立ち上げ支援
対象	継続的な市民公益活動を目的とした、団体の立ち上げをめざすもの
補助率	補助対象経費の90%
補助上限額	5万円
補助回数	1回限り (市民公益活動促進補助金制度へのステップアップもサポートします！)
募集受付期間	令和5年4月1日(土)～ 随時受付

※必ず大阪狭山市市民活動支援センター窓口へ提出してください。

(郵送・Eメール・FAXでの提出不可)

1. わくわく市民公益活動団体スタートアップ支援補助金とは（目的）！

この補助金は、市民の方々がボランティア活動などの公益的な活動を実施するために、自発的に市民公益活動（注）団体を設立して活動を開始するために必要とする経費を支援するためのものです。

資金を補助することで、市民活動の活性化を図り、豊かで活力ある地域社会の実現に貢献することを目的とします。

（注）「市民公益活動」とは、市民による自発的かつ自立的に行う営利を目的としない社会貢献的な活動のことをいいます。福祉、社会教育、まちづくり、観光、農業振興、文化芸術やスポーツ、環境保全、防災、地域安全、人権擁護、国際協力、男女共同参画、子どもの健全育成など、その活動は様々ですが、「みんなのため」の活動であることが前提となります。

2. 補助の対象となる団体の要件は！

- ・ 構成員3人以上であること。
- ・ 事務所を市内に有し、今後も継続的な市民公益活動を行い、又は今後行う予定であること。
- ・ 継続的な市民公益活動を目指し、新しく団体立ち上げを行う団体であること。
- ・ 登録団体「しみんのちから」に掲載できること。（別途「登録団体要領」の条件を満たすこと。）
- ・ 宗教的活動又は政治的活動をしていない団体であること。
- ・ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下にある団体でないこと。

3. 補助の対象となる事業

令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日までの間に行われる事業で1団体につき1事業を申請することができます。また、次の条件をすべて満たすものが対象となります。

- （1）活動内容が、特定非営利活動促進法別表に掲げる活動に係る分野のものであること。
（下記の表のとおり）
- （2）大阪狭山市内で実施され、暮らしの豊かさや地域社会の課題解決につながる公益性がある事業を実施することを目的に、団体として立ち上げに向けた活動として行う事業であること。
- （3）将来に向けて具体的な目的や目標があり、効果や成果が期待できること。

①保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ②社会教育の推進を図る活動 ③まちづくりの推進を図る活動 ④観光の振興を図る活動 ⑤農村漁村又は中山間地域の振興を図る活動 ⑥学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ⑦環境の保全を図る活動 ⑧災害救援活動 ⑨地域安全活動 ⑩人権の擁護又は平和の推進を図る活動 ⑪国際協力の活動 ⑫男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	⑬子どもの健全育成を図る活動 ⑭情報化社会の発展を図る活動 ⑮科学技術の振興を図る活動 ⑯経済活動の活性化を図る活動 ⑰職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 ⑱消費者の保護を図る活動 ⑲前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助を行う活動 ⑳前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
--	---

4. 補助の対象となる経費・対象とならない経費

◆補助の対象となる経費は、以下の通りです。

項目	対象となる経費
報償費	講師、専門家等への謝礼など。ただし、補助金を充当できる上限は1回あたり1人または1団体につき3万円以内とします。 アルバイト賃金は3,000円以内（団体構成員は対象外）とします。
旅費	交通費、通行料等
需用費	消耗品費 文具、雑品、図書等
	印刷製本費 チラシ・ポスター等の製本、写真現像代等
役務費	通信費、郵便料、保険、クリーニング等
使用料及び賃借料	会場・設備使用料、物品レンタル料、車両借上料等
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> 申請事業に必要不可欠な備品に限る。 購入価額が1万円を超え、長期的に使用する備品で、補助対象事業に不可欠とされるもの。（上限2万円） ※備品とは、繰り返し使用でき、活動実施に必要不可欠と認められるもの（什器、電子機器など）で、耐用年数1年以上、1品1万円以上を指します。（団体構成員、個人の所有物にならないもの）
負担金（研修参加費）	事業の実施に直接必要となる負担金及び研修参加費。 （会食に係る経費は除く）
その他の経費	その他、事業の特性から市民活動支援センター長が認める経費。 （事前に相談）

◆補助の対象とならない経費は以下の通りです。

①食糧費（茶菓子代、弁当代、団体構成員の飲食代など）

★食育等を目的とした公益的な催しで、参加者に提供される食材などは算入できます。

②記念品や参加賞、参加者に無償で配布するもの。

③領収書がない経費。

④事業と関係のない経費。

⑤補助金手続きに関する書類提出にかかる費用など。

5. 応募の手続き

- ◆提出書類
- ①「市民公益活動団体立ち上げ支援補助金交付申請書」（様式第1号）
 - ②団体構成員名簿（様式は任意）
 - ③規約又は会則（様式は任意）

提出方法
注意

必ず大阪狭山市市民活動支援センター窓口にて提出してください。

※郵送・Eメール・FAXでの提出はできません。

※提出書類の①は当市民活動支援センターWeb サイトからダウンロードできます。

②③については、当センター窓口にてお問い合わせください。

- ◆応募・問い合わせ先
- 大阪狭山市市民活動支援センター（市役所南館 2F）
（TEL）072-366-4664
（HP） <http://osakasayama-sc.jp>

6. 申請に向けての支援

1) 申請に関する相談

事業の内容や事業計画書の書き方などのご相談は、随時受付しています。

まずは、お電話ください。

受付先：大阪狭山市市民活動支援センター

7. 審査・選考方法

提出された申請書類により、審査基準に基づき、「わくわく市民公益活動団体スタートアップ支援補助金審査会」にて審査を行います。審査は、審査基準（注）の項目ごとに採点され、補助金の交付団体の選考を行います。（必要に応じてヒアリングを実施します）

(注) <審査基準>

項目	内容	配点(点)
①公益性 (社会貢献性)	事業は、申請団体の会員を対象とした親睦的なものではなく、広く一般市民を対象とし、誰でも参加できる、市民に共感が得られる内容となっているか	10
②発展性	団体や事業内容そのものが継続・発展する可能性が高いか	5
③計画性	事業計画は実現可能であり、実施に向けてのスケジュール、方法、体制及び予算が妥当なものか	5
合計		20

8. 補助金の交付決定

審査会にて選考した結果を踏まえて、補助金の交付を決定します。

なお、審査の結果については、採否に関わらず全ての申請者へ通知します。

★毎月末に申請受付を締めて、翌月の月上旬に審査の上、決定次第通知します。

9. 情報の公開

広く市民の方へ「わくわく市民公益活動団体スタートアップ支援補助金事業」や「市民公益活動団体」を知っていただくため、補助金交付団体に関する情報や補助事業の概要、補助金額等について、当市民活動支援センターのホームページ等で公開します。

10. 補助金交付団体へのサポート

当市民活動支援センターでは、補助金交付団体へ事業実施中に下記内容のほか、適時必要なサポートをしますのでお気軽にご相談ください。

○補助事業の広報掲載や関係団体への広報配信等

○公共施設等にチラシの掲示・配架等

○市民公益活動に役立つ情報・講座・交流会等の案内等

11. 応募に関する留意事項

- 補助事業の不履行、虚偽の申請があった場合は補助金を返還していただきます。
- 補助事業の内容が変更になる場合は「市民公益活動団体立ち上げ支援補助金中止・変更承認申請書」(様式第6号)の提出が必要となりますので、事前に当市民活動支援センターまでご相談ください。
- 補助事業完了後は速やかに、「市民公益活動団体立ち上げ支援補助金実績報告書」(様式第3号)を提出してください。補助事業にかかった経費が確認できるもの(領収書等)が必要となりますので、大切に保管をお願いします。
 - ★設立後の経費は補助対象となりません。

12. 概算払い

補助金の支払いは、補助事業終了後になりますが、補助事業実施前の支払いを希望される場合は、交付決定後、「市民公益活動団体立ち上げ支援補助金概算払い交付請求書」(様式第8号)を提出することにより、補助金交付決定額の80%以内の金額まで受け取ることができます。

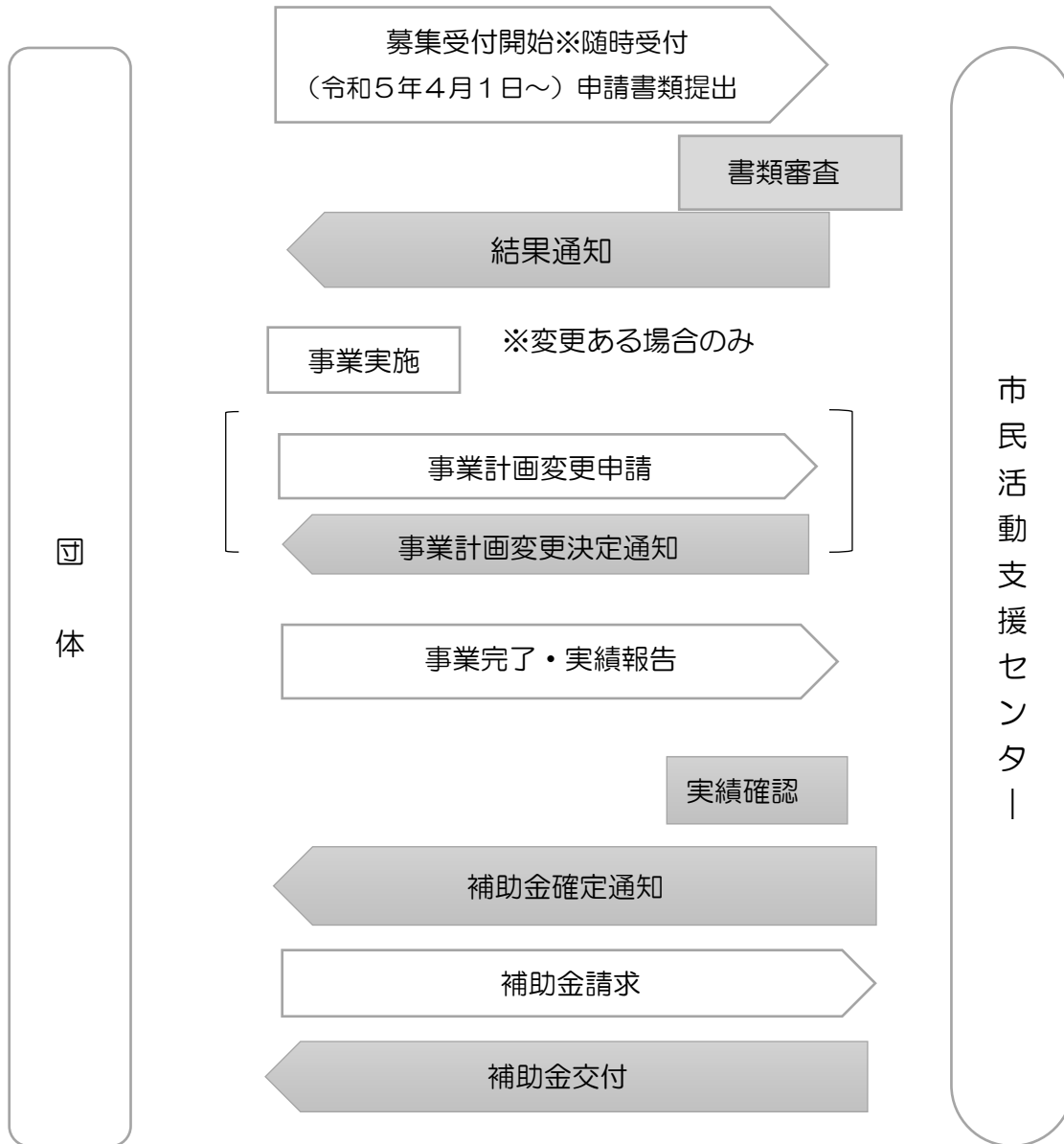
13. 実績報告書の提出と補助金の交付

補助事業が完了した時は、完了日から起算して1か月以内に次の書類を提出してください。提出書類は下記のとおりです。

<提出書類>

- ①「市民公益活動団体立ち上げ支援補助金実績報告書」(様式第3号)
 - ★実績報告書に係る収支決算書を添付
- ②領収書等の写し
- ③「市民公益活動団体立ち上げ支援補助金交付請求書」(様式第5号)
 - (補助金の支払いは補助金支出の審査を受けた後になります)

14. 市民公益活動団体立ち上げ支援のスケジュール



15. 市民公益活動団体立ち上げに関するQ & A

Q1. 市民公益活動団体の立ち上げを考えていますが、どのように進めればいいですか。

事前に当支援センターにご連絡ください。相談日を設定し、詳しく説明します。
お気軽にお越しください。

Q2. 団体立ち上げに関するどのような費用が対象になりますか。

立ち上げにかかる事務的な経費及び立ち上げ活動を軌道に乗せるまでの会議や研修費等に要する経費が対象となります。判断が難しい場合は、市民活動支援センターにご相談ください。

Q3. 補助金はいつ受け取れますか。

補助金交付決定通知後であればいつでも受け取れます。原則として、補助事業が完了し実績報告書を提出した後に補助金を交付しますが、「概算払い」によって事前に補助金交付決定額の80%を上限に交付することも可能です。その場合は、実績報告書提出後に清算することになります。

Q4. 団体の立ち上げに際し「営利を目的としない」とありますが、利益が出る事業はできないのですか。

「非営利」とは、利益を上げてはいけないという意味ではなく、「利益が上がっても構成員に分配しないで、団体の活動目的を達成するための費用に充てること」をいいます。

このため、社会的利益（公益）を実現するために、その資金づくりの一環として有償の事業を行うことは問題ありません。

Q5. 構成員は市内在住ですが、事業は市外で行う場合は申請できますか。

事業の効果・利益が大阪狭山市民に還元されるものでなければ、採択されない可能性があります。大阪狭山市民が全く関わらないような事業は対象外です。

Q6. 実績報告書作成時(精算時)にすべての領収書が必要ですか。レシートでの代用はできますか。

対象経費については、すべて領収書が必要です。領収書に宛名と但し書きが記入されていることを確認してください。正しい領収書がないものについては、経費として計上できません。

また、レシートであっても、内容が確認できるものであれば、代用として認めます。